

2024年1月11日  
北海道電力株式会社

## 2023年度の泊発電所原子力事業者防災業務計画修正 における主な修正内容

原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、泊発電所原子力事業者防災業務計画を以下のとおり修正する。

1. 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の改正に伴う修正  
「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」、「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（内規）」の改正に伴い、全面緊急事態を判断する緊急時活動レベル（GE51）の判断基準及びEAL事象の判断基準解釈を修正する。
2. 国土交通省の組織改編に伴う読み替え内容の反映（2023年10月2日届出）  
2023年10月1日の国土交通省の組織改編に伴い、別図2-1-4（2）「原災法第10条第1項に基づく通報経路」（事業所外運搬での事象発生時の通報経路）及び別図2-1-5（2）「原災法第25条第2項に基づく報告経路」（事業所外運搬での応急措置の報告経路）の国土交通省の組織名を修正する。
3. 原子力災害医療活動の充実に伴う修正  
原子力災害医療（オンサイト医療）について、事業者の取り組みが進捗したことから、医療関連資機材の内容及び原子力安全研究協会の組織概要の記載を追加する。
4. 「シビアアクシデント対策等に関する主な資機材」の数量記載方法の見直しに伴う修正  
別表2-3-4「シビアアクシデント対策等に関する主な資機材」の数量について、必要数量、予備数量及び自主設置に区分して記載するとともに、これに係る注釈を記載する。
5. 地震情報反映に伴う通報連絡様式等の修正  
原子力規制庁から地震情報に係る協力要請があったことから、通報連絡様式を修正する。（警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態該当事象発生後の経過連絡、特定事象発生通報（原子炉施設）等）
6. 記載の適正化（法令等との表現の整合、表現の統一、数量の明確化等）

以上